

南九州市公告第57号

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例申請公告

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の38第2項の規定により公告します。

令和7年8月6日

南九州市長 塗 木 弘 幸

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：馬場自治会

区域：南九州市川辺町中山田 397 番 2，同 425 番から同1065番まで

主たる事務所の所在地：南九州市川辺町中山田1080番地7（馬場公民館）

2 不動産に関する事項

No	地 目	面 積	所 在 地
1	山 林	4,129 m ²	南九州市川辺町中山田字城内 1035 番 1
2	山 林	79 m ²	南九州市川辺町中山田字城内 1041 番 8
3	山 林	847 m ²	南九州市川辺町中山田字城内 1045 番 1
4	山 林	40 m ²	南九州市川辺町中山田字城内 1047 番 5
5	山 林	37 m ²	南九州市川辺町中山田字城内 1041 番 9
6	山 林	89 m ²	南九州市川辺町中山田字城内 1041 番 10
7	山 林	105 m ²	南九州市川辺町中山田字丸尾迫 929 番 7

3 公告期間：令和7年8月6日から令和7年11月5日まで

4 異議を述べる方法

南九州市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。